

奈良県告示第三百九十二号

次に掲げる印は、令和五年三月三十一日限り廃止する。

- 一 平成二十一年三月奈良県告示第四百七十九号で告示した奈良県自治研修所長印
- 二 平成二十五年三月奈良県告示第三百八十六号で告示した南部東部振興課長印
- 三 平成二十九年三月奈良県告示第五百六十二号で告示した奥大和移住・交流推進室長印

- 四 令和二年三月奈良県告示第五百十五号で告示した道路保全課長印、政策統括官印及び県土利用政策室長印

- 五 令和四年三月奈良県告示第四百四号で告示した大和平野中央構想推進室長印
- 令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾